

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月22日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（規則11-3）の一部を次のように改正する。

別表第1 松茂町の保健相談センターの項の次に次のように加える。

地域子育て支援センター	所長
こども家庭センター	センター長

別表第1 松茂町の地域包括支援センターの項の次に次のように加える。

消費生活センター	所長
----------	----

別表第1 松茂町の給食センターの項を次のように改める。

図書館	館長
-----	----

別表第1 藍住町の町長部局の項中「総務企画課主幹 建設産業課主幹（産業支援室長を兼ねる主幹に限る。）」を削り、同表板野町のクリーンセンターの項の次に次のように加える。

地域包括支援センター	所長
健康相談室	室長

別表第1 つるぎ町の支所の項を削り、同表つるぎ町の保健センターの項の次に次のように加える。

公民館	館長
放課後児童クラブ	園長
学校給食センター	所長

別表第2 吉野川環境整備組合の項及び徳島中央広域連合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。